

趣旨・目的

- 予算は、①一定期間における施策の計画と、②その実現に必要な経費及びその財源の金額を示すもの
- 契約は、国会の議決を経て、各省各庁に配賦された予算の執行の手続
- 予定価格は、個々の予算の執行に当たり、契約金額の見積りの上限を示すと共に、契約金額の適正性の判断の基準となるもの



- ① 国会の議決を経た予算に盛り込まれた施策の確実な実現を確保
- ② 個々の契約金額の上限を認識することで、財政資金の効率的な使用を確保

予定価格の考え方

予定価格の決定方法

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」（予算決算及び会計令第80条第2項）

予定価格の設定のあり方

- 上記規定を踏まえ、予定価格の設定に際しては、契約の内容や状況等に応じたきめ細かな考慮を払うことが重要
- また、上記考え方に基づき、発注機関により設定された予定価格に対する関係機関の理解が重要